

人工知能戦略推進会議の運営について（案）

令和 7 年 月 日
人工知能戦略推進会議議長決定

「人工知能戦略推進会議の開催について」（令和 7 年 9 月 12 日人工知能戦略本部決定）第 4 項の規定に基づき、人工知能戦略推進会議（以下「会議」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 議事の公開について

会議は非公開とし、議事概要は、原則として、当該会合終了後公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

2. 会合の傍聴について

前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、指名した者を会議に傍聴させることができる。

3. 配布資料の公開について

会議で配布された資料は、原則として、当該会議終了後速やかに公開する。ただし、議長が必要と認めるとき、又は資料の提出者の同意が得られないときは、非公開とすることができる。